# 基準点維持に関する規程

令和2年4月 国土交通省 国土地理院

## 基準点維持に関する規程

制定 平成27年 3月30日

一部改正 令和 2年 4月17日

国地達第3号 国土地理院長

国地達第 11 号 国土地理院長

			目					次										
第1章 総則																		
第1条 目的・・・・	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	1
第2条 分類 ・・・	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	1
第3条 維持管理対象点	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	1
第4条 措置対象点	•	• •	•		•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	2
第5条 看視対象点 ・・・	• •	• •	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
第6条 廃点・・・・・・	• •		•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
第7条 業務の分担 ・・・	• •		•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2
第8条 業務の計画			•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	3
第9条 運用基準等	• •		•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	3
第2章 現況把握 第10条 現況把握の方法																		3
第11条 基準点現況調査	•						•			•			•					3
			•										•	•	•	•		3
	焦.						·						Ī					3
第13条 基準点現況情報収		江 [	1 1.	±= #	+		·			•		·	•	•	·	•		
第14条 現況把握による情						ر. الم	• <b>-</b> √⁄2 ·	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	3
第15条 基準点の利用状況	の把	姪及		地項	K C	りり	2.16	间当	仓寺			•	•	•	•	•	•	4
第3章 保全																		
第16条 保全の方法	•		•				•					•	•	•	•	•	•	4
第17条 保全作業	•		•				•			•		•	•		•	•	•	4
第18条 復旧測量	•		•									•		•	•	•		4
第19条 受託測量	•		•									•		•	•	•		4
第20条 保全作業等の報告	•		•				•			•		•	•	•	•	•	•	4
附 則 ・・・・・・・			•		•		•		•	•		•		•	•	•	•	5

### 第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)第4条に規定する基本測量により 設置した法第10条に規定する測量標(以下「基準点」という。)及び法第9条に規定する測量成果を効率的に保 持するとともに、その情報を適切に管理・提供するため、基準点の維持管理に必要な事項を定めることを目的と する。

(分類)

- 第2条 この規程で維持管理する基準点は、次の各号のとおり分類する。
  - 一 維持管理対象点 計画的に維持管理する基準点
  - 二 措置対象点 基準点又はその測量成果に異常等が生じた基準点のうち計画的に廃点(第6条第1項に規 定)を進める基準点
  - 三 看視対象点 前二号のいずれにも属さない基準点

(維持管理対象点)

- 第3条 この規程における「維持管理対象点」は、次の各号のとおり分類する。
  - 一 日本経緯度原点及び日本水準原点
  - 二 超長基線電波干渉計観測点
  - 三 電子基準点(付属標を含む。)
  - 四 離島の水準原点
  - 五 水準点 (附属水準点を含む。)
  - 六 海洋基本法(平成19年法律第33号)に基づく排他的経済水域・領海等の根拠となる離島の保全に資する 三角点
  - 七 測量に使用する各種補正パラメータの構築に必要な三角点
  - 八 港則法施行令(昭和40年政令第219号)等各種法令により指定されている基準点
  - 九 験潮場(固定点を含む。)
  - 十 基準重力点、一等重力点
  - 十一 基準磁気点、一等磁気点
  - 十二 基線尺検定標石及び比較基線測点
  - 十三 地殻変動の監視に必要な基準点
  - 十四 前各号に掲げるもののほか、測地部長が指定した基準点
- 2 前項第三号及び第九号については測地観測センター長が、それ以外については測地部長が指定するものとする。
- 3 第1項の第一号から第十三号までは管理する測地部及び測地観測センター(以下「本院」という。)の担当課長 (以下「本院課長」という。)が、第七号は各地方測量部長及び沖縄支所長(以下「地測部長等」という。) も、 維持管理対象点への指定を測地部長へ申請することができる。ただし、第1項第三号及び第九号については、測 地観測センター長へ指定を申請するものとする。
- 4 地測部長等は、各種測量等の基準として計画的な維持管理が妥当と認められる基準点について維持管理対象点への指定(第1項第十四号による指定)を本院課長経由で測地部長へ申請することができる。
- 5 維持管理対象点に対しては、次の各号について実施することを原則とする。
  - 一 第10条の各号に規定する現況把握(基準点現況調査、成果調査及び基準点現況情報収集)
  - 二 基準点の異常を把握したときに実施する、第16条第1項第一号に規定する保全作業又は第二号に規定する 復旧測量
  - 三 移転が必要となったときに実施する、第16条第1項第二号に規定する復旧測量又は第三号に規定する受託 測量

6 本院課長及び地測部長等は、計画的な維持管理の必要性が認められなくなった維持管理対象点について、その 指定の解除を測地部長又は測地観測センター長へ申請することができる。なお、地測部長等がこの申請を行う場 合は、本院課長経由で行うものとする。

#### (措置対象点)

- 第4条 本院課長及び地測部長等は、維持管理対象点を除く基準点のうち標識又は測量成果に何らかの異常を来す 等の理由により、存続の必要性が低い基準点を「措置対象点」に指定する。
- 2 本院課長及び地測部長等は、維持管理対象点を除く基準点のうち、費用対効果等の観点から廃点することが望ましいと判断できるものについて、前項によらず措置対象点へ指定することができる。
- 3 本院課長及び地測部長等は、撤去・廃点の必要性からその優先順位を決めて、措置対象点の廃点を進めること を原則とする。

#### (看視対象点)

- 第5条 維持管理対象点及び措置対象点に指定されていない基準点は、「看視対象点」とする。
- 2 看視対象点の現況把握は、第10条第三号で規定する基準点現況情報収集により実施することを原則とする。
- 3 看視対象点の維持管理は、前項の現況把握において異常を把握した場合のほか、現在の位置に基準点を存続できない事態が生じた場合について、以下の各号について実施することを原則とする。
  - 一 必要に応じて実施する第10条第一号で規定する基準点現況調査
  - 二 周囲への安全上の問題が生じた場合に実施する迅速な撤去作業
- 4 地測部長等は、前項の場合において費用対効果等の観点から保全作業、受託測量又は復旧測量を実施することが望ましいと判断できる場合、これを実施することができる。

#### (廃点)

- 第6条 この規程において「廃点」とは、法第23条第1項に規定する永久標識の廃棄の手続を行い、併せて測量成果、測量記録及び国有財産の登録を抹消することをいう。
- 2 本院課長及び地測部長等は、現況把握の結果を検討したうえで、廃点を決定するものとする。ただし、措置対象点の廃点を決定する場合においては、現況把握の結果による検討を省略することができるものとする。
- 3 維持管理対象点に指定された基準点の廃点は、指定の解除後に行うものとする。
- 4 前二項の規定により基準点の廃点を決定したときは、速やかに撤去するとともに、測量成果、測量記録及び国有財産登録の抹消を行うため、その結果を測地部長及び地理空間情報部長並びに総務部長に報告するものとする。 ただし、第3条第1項第三号及び第九号については、測地観測センター長にも報告するものとする。

#### (業務の分担)

- 第7条 基準点の維持管理は、次のように分担するものとする。
  - 一 第3条第1項第一号、第二号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げる基準点は、測地部が主となり維持管理を実施するものとする。
  - 二 第3条第1項第三号及び第九号に掲げる基準点は、測地観測センターが主となり、維持管理を実施するものとする。
  - 三 第3条第1項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる基準点のほか、これらに該当しない三角点(多角点及び図根点等を含む)は、地方測量部及び沖縄支所(以下、「地測等」という)が主となり維持管理を実施する。
  - 四 前三号に含まれない基準点の維持管理の実施については、原則として本院担当課が行うものとする。

(業務の計画)

- 第8条 地測部長等は、年度の当初において、当該年度の基準点維持業務の実施に関する計画(以下「基準点維持業務計画」という。)を策定し、測地部長に提出するものとする。
- 2 地測部長等は、年度の途中において、必要に応じて基準点維持業務計画を変更することができる。
- 3 地測部長等は、前項の規定により計画を変更したときは、測地部長に報告するものとする。
- 4 地測部長等は、毎年度の終了後速やかに、当該年度の基準点維持業務の実施状況を測地部長に報告するものとする。

(運用基準等)

- 第9条 測地部長は、この規程を施行するために必要があるときは、運用基準を定めることができる。
- 2 この規程に定めのないものについては、当該基準点に関わる基本測量の作業規程を準用するものとする。
- 3 この規程の運用に関し必要な様式は、測地部長が別に定めるものとする。

## 第二章 現況把握

(現況把握の方法)

- 第10条 基準点の現況把握は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
  - 一 基準点現況調査 基準点の状況等について調査する。
  - 二 成果調査 基準点の測量成果の整合を確認するために、測量成果について調査する。
  - 三 基準点現況情報収集 公共測量等における基準点の利用者等から基準点に関する現況情報を収集する。

(基準点現況調査)

- 第11条 基準点現況調査は、測地部長が別に定める基準点現況調査作業実施要領により行うものとする。ただし、電子基準点については、電子基準点測量作業規程(令和元年国地達第3号)によるものとする。
- 2 基準点現況調査を行う者は、調査した結果を本院の作業は本院課長に、地測等の作業は地測部長等に報告するものとする。

(成果調査)

- 第12条 成果調査は、測地部長が別に定める成果調査作業実施要領により行うものとする。
- 2 成果調査を行う者は、調査した結果を本院の作業は本院課長に、地測等の作業は地測部長等に報告するものとする。

(基準点現況情報収集)

- 第13条 地測部長等は、公共測量等における基準点の使用者、地方公共団体及び一般から、基準点の現況に関する情報収集を行い、基準点現況調査作業実施要領により情報の整理を行うものとする。
- 2 測地部長は、インターネット上に情報受付のための窓口を開設し、基準点の維持管理に有用な情報の収集を促進するものとする。
- 3 基準点の現況に関する有用な情報を得た場合は、得られた情報を地測部長等へ報告するものとする。

(現況把握による情報の活用と提供)

- 第14条 地測部長等は、第11条から第13条までにより得た情報を適切に受理、整理及び保管し、基準点維持業務計画に活用するものとする。
- 2 前項により得た情報は総合的に評価し、第6条の廃点及び第16条の基準点の保全への該当を判断する際に活用するものとする。

3 本院課長及び地測部長等は、第1項により得た情報のうち、基準点の利用上有益な情報については、インターネットその他適切な方法により公開し、基準点利用者の利便を図るものとする。

(基準点の利用状況の把握及び地域での連絡調整等)

- 第15条 地測部長等は、前条第1項及び基準点や測量に関する情報収集のほか、法第21条第3項に定める事務等の効率的な実施を図るため、地方公共団体との継続的な連絡調整を行うものとする。
- 2 本院課長及び地測部長等は、効果的な基準点維持業務を行うため、必要に応じ、地方公共団体等に対して、新技術等に関する情報を含めた啓発活動を行うものとする。

## 第三章 保全

(保全の方法)

- 第16条 基準点の保全は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
  - 一 保全作業 基準点が周囲の交通等の妨げにならないよう安全処置を行う作業及び基準点を正常に保つ作業 をいう。
  - 二 復旧測量 基準点又はその測量成果に異常が生じたとき、正常に復する作業をいう。
  - 三 受託測量 法第24条及び法第25条の規定に基づく測量標の移転作業をいう。
- 2 第3条第1項第一号に規定する日本経緯度原点及び日本水準原点及び第3条第1項第四号に規定する離島の水準原点について、前項に定める基準点の保全を実施する場合は、あらかじめ測地部長と協議のうえで実施しなければならない。

(保全作業)

第17条 本院課長及び地測部長等は、測地部長が別に定める保全作業実施要領により、保全作業を行う。

(復旧測量)

- 第18条 本院課長及び地測部長等は、測地部長が別に定める復旧測量作業実施要領により、復旧測量を行う。
- 2 地震・火山活動等により成果に不整合が生じた場合は、測地部長の承認を得て、復旧測量を行うことができる。

(受託測量)

- 第19条 地測部長等は、基本測量により設置された永久標識、一時標識及び仮設標識に対して、法第24条第1項及び法第25条に基づく移転請求があり、法第24条第3項及び法第25条により請求に理由があると認めた場合は、当該永久標識、一時標識又は仮設標識の移転作業を行うものとする。
- 2 受託測量の実施にあたっては、復旧測量作業実施要領を準用するものとする。

(保全作業等の報告)

- 第20条 保全作業、復旧測量及び受託測量を行う者は、当該作業の実施の結果を、別に定める様式に取りまとめ、本院による作業は本院課長に、地測等による作業は地測部長等に報告するものとする。
- 2 本院課長及び地測部長等は、前項の報告に基づいて測量成果等を変更する必要が生じたときは、当該測量記録 及び測量成果を測地部長に進達するものとし、測地部長は、これを国土地理院長に進達するものとする。ただし、 電子基準点については、電子基準点測量作業規程による。
- 3 測地部長は、前項による進達により承認を受けた測量記録及び測量成果を地理空間情報部長に送達するものとする。

# 附 則

- 1. この達は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月30日国地達第3号)
- 2. 基準点維持に関する規程(平成4年国地達第5号)は、廃止する。

## 附則

この達は、令和2年4月1日から適用する。(令和2年4月17日国地達第11号)